

令和2年6月24日

AIMR 研究室責任者 各位  
AIMR 研究支援部門長  
その他関係者 各位

材料科学高等研究所新型コロナウイルス感染症対策本部

## BCP レベル 1 での感染防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）に基づき、AIMR は 6 月 2 日から BCP レベル 2 の対応を実施していましたが、このたび大学本部新型コロナウイルス感染症対策本部から BCP レベル 1 への移行が許可されました。

つきましては、以下に示す対応を踏まえながら、AIMR は BCP レベル 1 に移行します。

BCP レベル 1 への移行対応の詳細は以下の通りです。

### 1 レベル 1 への移行

- 1.1 「感染症防止対策点検チェックシート」を BCP レベル 2 移行時に提出済みの研究室は、6 月 24 日（水）からレベル 1 に移行できる。
- 1.2 各研究室は、「感染症防止対策点検チェックシート（BCP レベル 1）」（別紙 1）で自己評価し、6 月 26 日（金）までに提出する。なお、チェックシート中に未達項目がある場合、または質問がある場合には、あらかじめ AIMR 対策本部に報告し、改善確認したうえで提出する。

### 2 感染予防について

- 2.1 研究活動の遂行にあたり踏まえるべき原則として、接触・飛沫感染防止、健康管理、関係者の名簿管理と入退室等の活動歴の記録、通勤時の感染防止行動、および安全確保に必要な措置の徹底をする。詳細はチェックシートの各項目のとおり。
- 2.2 接触・飛沫感染防止は家族間の感染防止にも有効であるので、自宅等でも実施する。
- 2.3 チェックシートは 1 カ月ごとに、AIMR 対策本部に提出する（次回提出日：7 月 27 日（月））。
- 2.4 AIMR 対策本部が全研究室を巡視し、すでに指摘していた改善点の対応の確認や、さらに改善すべき点を指摘する。

- 2.5 朝夕の検温と健康状態および外出先等の行動の記録は、レベル2まで実施していた記録（Email通知：【AIMR covid-19 #24】Records of daily activities & health（2020/04/20））を、レベル1の間も継続して実施する。
  - 2.6 各人の接触追跡が可能な出勤状況記録（任意様式）を研究室の責任で作成し管理する。なお、AIMR対策本部が行う巡視で記録の確認を行う。
  - 2.7 新規採用者に対しては、AIMR対策本部が部局の対応について、各研究室責任者が研究室独自の対応について感染症対策教育を行う。
- 3 感染者や感染が疑われる者が発生した場合の対応について
    - 3.1 感染者や感染が疑われる者は直ちに研究室責任者または研究室連絡担当者とその旨を伝え、研究室責任者または研究室連絡担当者は所内緊急連絡網を使ってAIMR対策本部へ伝える。
    - 3.2 AIMR対策本部は本部対策本部に状況を報告するとともに、所内緊急連絡網を使って所内全研究室の責任者および連絡担当者に、研究室の使用停止、濃厚接触者の確認とリスト作成などを指示し、感染防止対策を徹底させる旨を周知する。
    - 3.3 該当する研究室はAIMR対策本部に2週間、毎日情報を提供する。
    - 3.4 状況に応じて部局独自にBCPレベルを上げ、対策を徹底する。
  - 4 滞在時間管理について
    - 4.1 感染予防に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができる。なお、業務に支障がない場合には、研究室毎に適宜判断の上で在宅勤務又は時差出勤を活用する。
  - 5 AIMRの建物への入館について
    - 5.1 十分な感染防止対策を行う場合には、従前どおり必要に応じて夜間及び休日における建物への出入りを可とする。（理由：コロナ禍で人の出入りが少なかったため実験時の安全確保の観点から制限していたが、レベル1となり、人の出入りが増えてきたため従前どおりの対応とするもの。）
    - 5.2 AIMR構成員とのアポイントメントのない学外者の入館は原則認めない。
    - 5.3 入館予定の学外者には事前に「来館者への注意事項」（別紙2）を送付し、内容の確認および了解を得ておく。また、それによりがたい場合は、来館時に注意事項の確認をし、了解を得たうえで入館を許可する。
    - 5.4 来訪した学外者には「来館者情報シート」（別紙3）に必要情報を記入させ、研究室で管理する。
    - 5.5 AIMR建物を使用する催事（学会等）を開催する際は、「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」（別紙4）を参考にし、感染予防・感染防止対策を徹底する。

## 6 国内移動・海外渡航について

- 6.1 教職員および学生の国内移動については、県をまたぐ移動を伴う不要不急の出張は控える。また県境を越える移動は認められるが、移動先の感染状況と対策等を確認のうえ、「出張についての注意事項」（別紙5）を参考に十分注意して活動する。
- 6.2 教職員および学生の不要不急の海外渡航（私事渡航を含む）は中止することを強く要請する。
- 6.3 BCP レベル 1 の期間中であっても状況に応じて、特定地域との往来に対するの自粛要請や往来後の経過観察を実施する場合がある。

## 7 研究支援部門の支援業務について

- 7.1 研究支援部門（事務部門）は、感染防止に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行う。なお、業務に支障がない場合には、係等毎に適宜判断の上で在宅勤務を活用する。

問合せ先・チェックシート提出先：

AIMR COVID-19 感染症対策本部 Email: [aimr-covid-19@grp.tohoku.ac.jp](mailto:aimr-covid-19@grp.tohoku.ac.jp)

以上